

【会計・税制分野】

◆ 優 秀

「取得価額の減額に伴う有価証券の評価損計上についての一考察」

毛塚 衛（横浜馬車道法律事務所）

---

本論文は、有価証券の評価損計上の要件解釈について論ずるものである。

法人税法 33 条 1 項は、内国法人がその有する資産の評価換えをし、その帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないと規定している。

法人税法が上記取扱いをしている趣旨として、「未実現の損失である評価損というものの性格や税法における課税の公平や画一性という特殊な要請」によるものという考え方や、「評価減の必要性は、必ずしも客観的に判定できるものではなく、企業の意思決定が必要であり、また、評価減はとにかく恣意的に行われるという面も有している」という説明が一般的になされている。

そして、本論文の対象である有価証券の評価損計上の可否については、法人税法 33 条 2 項の委任を受けた法人税法施行令 68 条 1 項 2 号イ、ロ、ハにおいて評価損計上の可否の要件が定められており、イ、ロのいずれにおいても「有価証券の価額が著しく低下したこと」を要求している。

同要件については、法人税基本通達 9-1-7 においてその判断基準が定められているところ、同通達の判断基準の射程について、法の趣旨・目的に照らして再考の必要性があることを論じ、最終的な結論として、「有価証券の価額が著しく低下したこと」の要件解釈について、最終的には通達 9-1-7 の判断基準にとらわれない提言を行った。

第 1 章では、評価損計上の可否についての法人税法の考え方の変遷を確認した。資産の評価損について、昭和 34 年の税制改正前においては、当時の旧商法の財産評価原則（時価以下主義）の影響を受けて、時価を下らない限り、評価損の計上はおよそ自由にこれを認めるという態度がとられていた（昭和 34 年改正前の旧法人税法施行規則 17 の 1）ものの、昭和 34 年改正で評価損に関する規定について整備がなされ、昭和 40 年の法人税法の全文改正において原則として評価損益の計上を認めないこととなった。上記のような法人税法改正の経緯及び立法趣旨について確認をした上で、現行の法人税法が有価証券の評価損計上の可否についていかなる態度をとっているかについて、企業会計原則や会社法との対比も含めながら検討し、これにより、本論文の前提となる法人税法の評価損についての態度の確認を行った。

第 2 章では、実際に有価証券の評価損計上が認められるか否かが問題となった判決例、裁判例をもとに、両者の結論が別れた理由について論ずるとともに、当該理由により結論が別れることに妥当性がないこと及び結論が分かれることが、租税法律主義の観点から問題があるのではないかという問題提起を行っている。

第 3 章では、現行法人税法が有価証券について評価損計上を認める、「有価証券の価額が著しく低下したこと」という要件について、個別に検討した上で、同じく評価損計上が認められうる固定資産、棚卸資産、繰延資産における評価損計上の可否の考え方についても検討を加え、評価損計上の可否の判断についての考え方について、第 1 章で検討した法人税法の根本的な趣旨に反せず、第 2 章で問題視した租税法律主義の要請にも応えることのできる要件解釈の余地があることを論じ、特に「回復可能性」の要件に着目し、既存の通達の基準以外の判断基準を設けるべきであることを論じた。

第 4 章では、第 1 章から第 3 章までの検討内容を踏まえ、法人税法施行令 68 条 1 項 2 号ハの「ロに準ずる特別の事情」についての新たな解釈通達を提示した。これにより第 2 章で問題提起をした事案についても、租税法律主義の要請に応じた適切な課税関係を生じさせることを実現する内容となっている。